

## 蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震等の際のブロック塀等の倒壊による人的被害を防止するとともに道路利用者等の安全確保を図るため、予算の範囲内において、安全性に疑いのあるブロック塀等の撤去工事に対して補助金を交付することにより、安全で安心な災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関しては、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、石造、組立式コンクリート造(万年塀)、れんが造その他組積造並びにこれらに類する構造の塀、門柱及びこれらの基礎をいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路、一般通行の用に供する道又は市が管理する児童遊園若しくは公園をいう。
- (3) 個人の住宅等 個人が所有する一戸建ての住宅、店舗併用住宅、長屋又は共同住宅（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条の規定に該当する建築物（以下「区分所有建物」という。）を含む。）をいう。
- (4) 個人の敷地等 個人が所有する土地で駐車場等として利用しているもの又は空地としているものをいう。
- (5) 安全性に疑いのあるブロック塀等 市内に設置されているもので、次のアからウまでのいずれかに該当するブロック塀等をいう。
  - ア 著しい亀裂、破損、傾斜又は揺れが認められるもの
  - イ 設置後5年以上経過しているもので、経年劣化が著しいもの
  - ウ 地震等の際に転倒又は倒壊のおそれがあるものとして、市長が危険と認めたもの
- (6) 市税等 市町村税及び国民健康保険税をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が

地震等に対して構造上支障があると認めるブロック塀等で、次の各号のいずれにも該当する安全性に疑いのあるブロック塀等を撤去する工事とする。

- (1) 市内に所在するものであること。
  - (2) 個人の住宅等に付属するもの又は個人の敷地等に設置されたものであること。
  - (3) 道路等に面するものであること。
  - (4) 道路等の地盤面から高さ1.0メートルを超えるものであること。ただし、擁壁の上に設置されている場合にあつては、擁壁の高さを含め道路等の地盤面から1.0メートルを超えるものであること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、設置の状況、地震等の際の危険性等により、撤去の必要があると市長が特に認めたものに係る工事については、補助対象事業とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、建物又は門塀等が、建築基準法第44条第1項の規定に違反しているものに係る工事については、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、安全性に疑いのあるブロック塀等が設置されている敷地又はその敷地に存する建物の所有者又は管理者であつて、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、区分所有建物に付属するブロック塀等にあつては、区分所有法第3条の規定による団体とする。

- (1) 所有者が複数存在する場合 補助対象者が所有者全員の同意を得ていること。ただし、区分所有建物に付属するブロック塀等の場合を除く。
  - (2) 管理者が補助対象者となる場合 所有者全員の同意を得ていること。ただし、区分所有建物に付属するブロック塀等の場合を除く。
  - (3) ブロック塀等の設置されている敷地又はその敷地に建つ建物の所有者が存在しない場合 当該財産を相続するもの。ただし、相続財産管理人を除く。
  - (4) 相続人が複数存在し、相続登記が完了していない場合 相続人を代表する者であることを証明すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については補助対象者としない。
- (1) 法人（区分所有法第47条に規定する管理組合法人を除く。）
  - (2) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
  - (3) この要綱に基づく補助金の対象となる工事について、他の補助金等の交付を受け、又は受ける予定である者

- (4) 当該敷地内の補助対象事業について、既にこの要綱に基づく補助を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (6) 市税等を滞納している者（ただし、区分所有法第3条の規定による団体を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認めたものについては、補助対象者とすることができる。

（補助対象工事）

第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の撤去工事であること。フェンスその他これらに類するものを混用したブロック塀等を含むが、フェンス等の部分に係る撤去は除くものとする。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた解体工事業者が施工するものであること。
- (3) 安全性に疑いのあるブロック塀等の全て又は一部を撤去する工事であること。ただし、一部を残す場合にあつては、道路等の地盤面からの高さを0.6メートル以下とし、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、必要に応じて補強等の適切な措置を講じ、地震等に対する安全性を確認するものとする。
- (4) 擁壁の上に設置されたブロック塀等にあつては、ブロック塀等の全てを撤去する工事であること。
- (5) ブロック塀等を撤去した後、新たに門塀等を設置する場合にあつては、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守し、安全なものとする。
- (6) 撤去するブロック塀等が、蕨市狹隘道路拡幅整備要綱（平成8年蕨市要綱第3号）、蕨市北町旧水路敷拡幅整備要綱（平成9年蕨市要綱第34号）又は中央第一地区地区公共施設拡幅整備要綱（平成25年蕨市要綱第51号）の対象路線に面し、道路の境界線とみなされる区域内に設置されている場合にあつては、次のア、イに該当すること。
  - ア 撤去工事後にブロック塀等が道路の境界線とみなされる区域内に残存しないこと。

イ 新たに門扉等を設置する場合にあっては、道路の境界線とみなされる区域内に設置しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

- (1) 第10条第1項に定める補助金の交付決定前に撤去工事に着手したもの
  - (2) 既にこの要綱に基づく補助若しくは本市の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体の要綱その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けているもの又は受ける予定であるもの
  - (3) 国、県又は市等の公共用地取得に伴う損失補償等を受けているもの又は受ける予定であるもの
  - (4) 土地の売却等を目的として、既存建築物の解体工事や整地工事に伴い実施するもの
  - (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴うもの
  - (6) 建築物の新築、増築、改築又は移転に伴い実施するもの
  - (7) 災害復旧に係るもの
- （補助金の制限）

第6条 補助金の交付は、同一敷地に対して1回限りとする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る撤去費、整地費、発生材運搬費、発生材処分費、仮設費及び諸経費等とし、消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費又はブロック塀等の表面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額（1,000円未満切捨て）とし、10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付する必要がないと認める関係書類については、添付を省略することができる。

- (1) 案内図
  - (2) 現況概略図（寸法が記載された配置図、立面図、断面図等）
  - (3) 現況写真（ブロック塀等の全景、亀裂・ひび割れ・傾き等の劣化状況、長さ及び高さが確認できるもの）
  - (4) 工程表
  - (5) 補助対象工事の見積書等の写し
  - (6) 解体工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は解体工事業者の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
  - (7) 個人の住宅等又は個人の敷地等であることが確認できる書類（所有者が確認できる書類）
  - (8) 所有者が複数存在する場合にあっては、所有者全員の同意が分かる書類
  - (9) 管理者が補助対象者となる場合にあっては、所有者全員の同意が分かる書類
  - (10) 区分所有建物の場合にあっては、規約及び決議内容が分かる書類の写し
  - (11) 相続登記が完了していない場合にあっては、相続人を代表する者であることが分かる書類
  - (12) 申請者が市外在住者である場合にあっては、住民票
  - (13) 市税等の納税証明書。ただし、市税等の納税の状況の確認に同意する場合は不要とする。
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 2 申請者は、次に掲げる区域内において補助対象事業を実施しようとする場合は、当該事業主管課と協議するものとする。なお、当該区域において主管課が所管する事業により、ブロック塀等を撤去することが決定している場合は、当該ブロック塀等に係る補助金交付は申請できない。
- (1) 錦町土地区画整理事業区域
  - (2) 中央第一地区地区計画の区域
  - (3) 都市計画施設区域
- 3 申請者は、建築基準法第42条第2項に規定する道路等に面するブロック塀等に対して補助対象事業を実施しようとする場合には、蕨市狭隘道路拡幅整備要綱による協議を行うものとする。
- 4 申請者は、蕨市北町旧水路敷拡幅整備要綱の対象路線に面するブロック塀等に対して補助対象事業を実施しようとする場合には、同要綱による協議を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、適当と認めるときは蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは蕨市ブロック塀等撤去工事補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(撤去工事の着手)

第11条 前条第1項の規定による撤去工事補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに補助対象工事に着手し、蕨市ブロック塀等撤去工事着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第12条 交付決定者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに蕨市ブロック塀等撤去工事補助金変更申請書(様式第5号)に第9条第1項各号に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更であって、補助対象事業の目的及び補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、蕨市ブロック塀等撤去工事補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象工事を中止するときは、速やかに蕨市ブロック塀等撤去工事中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第10条の規定による補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(完了報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事の完了後速やかに蕨市ブロック塀等撤去工事完了報告書(様式第8号)に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出することにより報告しなければならない。ただし、市長が添付する必要がないと認める関係書類については、添付を省略することができる。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事状況写真及び当該工事後の全景が分かる写真

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の

3 第 1 項の産業廃棄物管理票

(4) 領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告の期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の 1 月 31 日までとする。

(補助金の交付額確定通知)

第 14 条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定による完了報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるよう交付決定者に対し命ずることができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による命令に従って是正する補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求及び交付)

第 16 条 蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付額確定通知書を受けた交付決定者が補助金の交付請求をするときは、蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書（様式第 10 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 17 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 第 10 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、

交付決定者に対し、蕨市ブロック塀等撤去工事補助金交付取消通知書（様式第 1 1 号）により通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、蕨市ブロック塀等撤去工事補助金返還請求書（様式第 1 2 号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（報告及び検査等）

第 1 8 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（権利譲渡の禁止）

第 1 9 条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定者に対する指導）

第 2 0 条 市長は、交付決定者に対して補助対象事業を適切に実施させるために必要な指導及び助言を行い、その報告を求めることができる。

（委任）

第 2 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 4 年 1 月 3 1 日までに第 1 3 条に規定する完了報告書の提出があった補助対象事業について適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、平成 3 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 7 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。